



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）1月4日  
第1718号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

番号	ページ
(令和3年)	
99 和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則	(行政経営課) 2
(令和4年)	
1 和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 3

### 【告示】

(令和3年)	
456 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(自治振興課) 3
457 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(自治振興課) 3
458 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(保険総務課) 4
459 公示送達（令和3年度第5期介護保険料督促状）	(介護保険課) 4
460 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(総務企画課) 4
461 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(高齢者・地域福祉課) 5
462 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(障害者支援課) 5
463 公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(保険総務課) 5
464 公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課) 5
465 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(観光課) 6
466 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(農林水産課) 6
467 道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 6
468 道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 6
469 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 7
470 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 8
471 放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 8
472 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(まちなみ景観課) 9
473 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定	(産業政策課) 9
474 市道路線の認定	(道路管理課) 9

475 道路区域の決定及び供用開始	（道路管理課）	11
476 市道路線の変更	（道路管理課）	13
477 道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課）	14
478 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく 指定管理者の指定	（公園緑地課）	14
479 公示送達（令和 2 年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料決定通知書 並びに令和 3 年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料決定通知書）	（国保年金課）	14
480 公示送達（市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状及び軽自動車税督 促状）	（納税課）	15
481 和歌山都市計画地区計画（直川地区（4）地区計画）の変更の図書の縦覧	（都市計画課）	15
482 和歌山都市計画駐車場（市営北立体駐車場）の変更の図書の縦覧	（都市計画課）	15
483 和歌山都市計画生産緑地地区の変更の図書の縦覧 （令和 4 年）	（都市計画課）	16
1 身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者支援課）	16

## 【 公 告 】

○ 和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧	（農林水産課）	17
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	18
○ 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	（新型コロナワクチン 接種調整課）	18
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	19

## 【 選挙管理委員会告示 】

44 選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	19
45 選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	19
46 和歌山市条例制定請求者署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数	（選挙管理委員会事務局）	20
47 和歌山市条例制定請求者署名簿の縦覧	（選挙管理委員会事務局）	20

## 【 人事委員会公告 】

○ 令和 3 年度和歌山市職員（医師）採用選考の実施	（人事委員会事務局）	20
----------------------------	------------	----

## 【 教育委員会告示 】

20 教育委員会の招集	（教育政策課）	23
-------------	---------	----

## 【 規 則 】

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第 99 号

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山市行政組織規則（平成 15 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 第 2 項中「置き、」の次に「福祉事務所の」を、「社会福祉部長を、」の次に「福祉事務所の」を加え、同条第 3 項中「副所長」を「福祉事務所の副所長」に、「所長」を「福祉事務所の所長」に改める。

第 21 条の 3 に次の 1 項を加える。

3 保健所の所長に事故があるとき、又は保健所の所長が欠けたときは、市長は、必要に応じ職務代理者を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 3 年 1 月 28 日揭示済）

和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 1 月 4 日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第 1 号

和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員給与条例施行規則（昭和 26 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 2 中「は、15」を「は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び同条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計数」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 1 月 4 日揭示済）

## 【 告 示 】

#### 和歌山市告示第 456 号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市加太総合交流センター	和歌山市加太 2692 番地 和歌山市加太地区連合自治会 会長 尾家賢司	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（令和 3 年 1 月 20 日揭示済）

#### 和歌山市告示第 457 号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市南出島地区集会所	宮前地区第 16 区自治会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
和歌山市北出島・有家西集会所	宮地区第 16 区自治会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
和歌山市新中島地区集会所	宮前地区第 24 区自治会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
和歌山市有家地区集会所	宮地区第 3 区自治会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月

		31日まで
和歌山市三葛地区集会所	名草地区三葛自治会	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
和歌山市加太地区会館深山分館	加太地区深山自治会	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
和歌山市紀三井寺北集会所	名草地区旭橋団地自治会	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
和歌山市有本地区集会所	四箇郷地区栗林北自治会	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
和歌山市宮北地区集会所	宮北地区連合自治会	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和3年12月20日揭示済)

**和歌山市告示第458号**

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月20日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市立杭の瀬共同浴場	杭の瀬共同浴場運営委員会	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
和歌山市立芦原共同浴場	芦原共同浴場運営委員会	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和3年12月20日揭示済)

**和歌山市告示第459号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和3年12月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和3年度	第5期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和3年12月30日に変更する。

(別紙省略)

(令和3年12月20日揭示済)

**和歌山市告示第460号**

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月20日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市夜間・休日応急診療センター	和歌山市夜間・休日急患対策協会	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和 3 年 1 月 20 日 掲示済)

**和歌山市告示第 461 号**

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
福祉交流館	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(令和 3 年 1 月 20 日 掲示済)

**和歌山市告示第 462 号**

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市ふれ愛センター	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(令和 3 年 1 月 20 日 掲示済)

**和歌山市告示第 463 号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 3 年 1 月 21 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和 3 年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和 3 年 1 月 21 日 掲示済)

**和歌山市告示第 464 号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 3 年 1 月 21 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和 3 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 4 年 1 月 7 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 3 年 1 月 21 日 掲示済)

**和歌山市告示第 465 号**

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 21 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市宮片男波海水浴場駐車場	片男波海水浴場管理運営委員会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(令和 3 年 1 月 21 日 掲示済)

**和歌山市告示第 466 号**

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市四季の郷公園	有限責任事業組合 FOOD HUNTER PA RK	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(令和 3 年 1 月 23 日 掲示済)

**和歌山市告示第 467 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 3 年 1 月 23 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
38-85	雑賀 85 号線	和歌山市西浜 999 番 6 地先 ～ 和歌山市西浜 999 番 3 地先	旧	19.4	3.20
			新	19.4	5.30 ～ 5.40
38-99	雑賀 99 号線	和歌山市西浜 1269 番 12 地先 ～ 和歌山市西浜 1269 番 5 地先	旧	36.2	3.20
			新	36.2	4.90 ～ 5.00
38-99	雑賀 99 号線	和歌山市西浜 1278 番 11 地先 ～ 和歌山市西浜 1278 番 9 地先	旧	35.4	3.20
			新	35.4	4.90

(令和 3 年 1 月 23 日 掲示済)

**和歌山市告示第 468 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 3 年 1 月 23 日から供用を開始する。

月 23 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
24-52	西和佐52号線	和歌山市岩橋856番3地先 ～ 和歌山市岩橋856番3地先	旧	20.0	1.80
			新	20.0	4.00

(令和 3 年 1 月 23 日 掲示済)

### 和歌山市告示第 469 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市長 尾花正啓

#### 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 1 月 4 日及び同月 13 日
JR 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 1 月 9 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 1 月 7 日

#### 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

#### 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電話 422-4100

#### 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

#### 5 返還できる日時等

##### (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

##### (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

##### (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

#### 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 3 年 1 月 23 日 掲示済)

**和歌山市告示第 470 号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 3 年 1 月 2 日及び同月 8 日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 3 年 1 月 23 日 掲示済)

**和歌山市告示第 471 号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日



令和 3 年 1 月 24 日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 8 月 21 日及び同月 26 日	令和 3 年 9 月 7 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 8 月 24 日	令和 3 年 9 月 7 日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 3 年 8 月 19 日、同月 23 日、同月 25 日、同月 27 日及び同月 31 日	令和 3 年 9 月 7 日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電話 422-4100

(令和 3 年 1 月 23 日 掲示済)

## 和歌山市告示第 472 号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市営市駅前自転車駐車場	有限会社ジェイイーエス	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場	大揚興業株式会社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場	大揚興業株式会社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場	富士警備保障株式会社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(令和 3 年 1 月 23 日 掲示済)

## 和歌山市告示第 473 号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 24 日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市勤労者総合センター	公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(令和 3 年 1 月 24 日 掲示済)

## 和歌山市告示第 474 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
3-68	広瀬68号線	和歌山市雑賀道 和歌山市雑賀道	
11-244	宮244号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月	
13-144	四箇郷144号線	和歌山市新在家 和歌山市新在家	
16-182	宮前182号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀	
21-219	木本219号線	和歌山市榎原 和歌山市榎原	
22-273	藤戸台107号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-274	藤戸台108号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-275	藤戸台109号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-276	藤戸台110号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-277	藤戸台111号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-278	藤戸台112号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-279	藤戸台113号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-280	藤戸台114号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-281	藤戸台115号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-282	藤戸台116号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-283	藤戸台117号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-284	藤戸台118号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-285	藤戸台119号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-286	藤戸台120号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-287	藤戸台121号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-288	藤戸台122号線	和歌山市栄谷	

		和歌山市栄谷	
22-289	藤戸台123号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-290	藤戸台124号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-291	藤戸台125号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-292	藤戸台126号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-293	藤戸台127号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-294	藤戸台128号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
23-205	楠見205号線	和歌山市善明寺 和歌山市善明寺	
24-164	西和佐164号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
26-320	西脇320号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
26-321	西脇321号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
31-165	有功165号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-166	有功166号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-167	有功167号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
38-163	雑賀163号線	和歌山市塩屋4丁目 和歌山市塩屋4丁目	
41-218	名草218号線	和歌山市毛見 和歌山市毛見	

(令和3年12月24日揭示済)

**和歌山市告示第475号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和3年12月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
3-68	広瀬68号線	和歌山市雑賀道72番地先 和歌山市雑賀道71番地先	20.0	7.90
		和歌山市秋月468番3地先		6.00

11-244	宮244号線	和歌山市秋月467番6地先	61.2	～ 6.15
13-144	四箇郷144号線	和歌山市新在家56番1地先 和歌山市新在家60番2地先	96.0	6.00 ～ 6.20
16-182	宮前182号線	和歌山市小雑賀181番12地先 和歌山市小雑賀162番2地先	113.0	6.00
21-219	木本219号線	和歌山市榎原7番21地先 和歌山市榎原7番21地先	30.9	6.00
22-273	藤戸台107号線	和歌山市栄谷959番191地先 和歌山市栄谷959番187地先	585.2	6.00 ～ 9.00
22-274	藤戸台108号線	和歌山市栄谷959番297地先 和歌山市栄谷959番288地先	111.8	6.00
22-275	藤戸台109号線	和歌山市栄谷958番275地先 和歌山市栄谷959番266地先	109.9	6.00
22-276	藤戸台110号線	和歌山市栄谷959番255地先 和歌山市栄谷959番247地先	85.6	6.00
22-277	藤戸台111号線	和歌山市栄谷959番238地先 和歌山市栄谷959番232地先	75.0	6.00
22-278	藤戸台112号線	和歌山市栄谷959番224地先 和歌山市栄谷959番219地先	64.4	6.00
22-279	藤戸台113号線	和歌山市栄谷959番212地先 和歌山市栄谷959番208地先	54.5	6.00
22-280	藤戸台114号線	和歌山市栄谷959番207地先 和歌山市栄谷959番309地先	14.3	4.00
22-281	藤戸台115号線	和歌山市栄谷959番187地先 和歌山市栄谷959番507地先	327.3	13.00 ～ 13.50
22-282	藤戸台116号線	和歌山市栄谷959番501地先 和歌山市栄谷959番500地先	15.5	4.00
22-283	藤戸台117号線	和歌山市栄谷959番460地先 和歌山市栄谷959番493地先	52.0	6.00 ～ 7.00
22-284	藤戸台118号線	和歌山市栄谷959番502地先 和歌山市栄谷959番421地先	258.3	6.00 ～ 9.00
22-285	藤戸台119号線	和歌山市栄谷959番469地先 和歌山市栄谷959番436地先	68.0	6.00
22-286	藤戸台120号線	和歌山市栄谷959番468地先 和歌山市栄谷959番507地先	187.6	6.00 ～ 9.00
22-287	藤戸台121号線	和歌山市栄谷959番445地先 和歌山市栄谷959番429地先	30.5	4.00
		和歌山市栄谷958番83地先		8.00

22-288	藤戸台122号線	和歌山市栄谷958番67地先	448.2	～ 9.30
22-289	藤戸台123号線	和歌山市栄谷958番76地先 和歌山市栄谷958番75地先	15.0	6.00
22-290	藤戸台124号線	和歌山市栄谷958番50地先 和歌山市栄谷958番66地先	190.7	6.00
22-291	藤戸台125号線	和歌山市栄谷958番43地先 和歌山市栄谷958番58地先	29.5	6.00
22-292	藤戸台126号線	和歌山市栄谷958番25地先 和歌山市栄谷958番35地先	128.3	6.00
22-293	藤戸台127号線	和歌山市栄谷958番11地先 和歌山市栄谷958番16地先	72.3	6.00
22-294	藤戸台128号線	和歌山市栄谷958番107地先 和歌山市栄谷958番110地先	47.5	9.20
23-205	楠見205号線	和歌山市善明寺601番1地先 和歌山市善明寺551番地先	63.2	5.80 ～ 6.90
24-164	西和佐164号線	和歌山市岩橋1172番6地先 和歌山市岩橋1172番8地先	108.2	5.00 ～ 6.00
26-320	西脇320号線	和歌山市西庄440番3地先 和歌山市西庄440番9地先	48.6	6.30
26-321	西脇321号線	和歌山市西庄440番10地先 和歌山市西庄440番12地先	42.9	6.30
31-165	有功165号線	和歌山市六十谷1189番22地先 和歌山市六十谷1231番7地先	120.0	4.20
31-166	有功166号線	和歌山市六十谷1231番7地先 和歌山市六十谷1234番4地先	66.0	8.00
31-167	有功167号線	和歌山市園部1127番1地先 和歌山市園部1127番9地先	56.0	6.00
38-163	雑賀163号線	和歌山市塩屋4丁目17番1地先 和歌山市塩屋4丁目17番2地先	42.0	5.00
41-218	名草218号線	和歌山市毛見1436番地先 和歌山市毛見1437番218地先	350.0	5.60 ～ 6.90

(令和3年12月24日揭示済)

## 和歌山市告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
------	-----	-----	----------	----

22-242	旧	藤戸台76号線	和歌山市栄谷974番184地先 和歌山市栄谷959番501地先	
	新	藤戸台76号線	和歌山市栄谷974番184地先 和歌山市栄谷959番506地先	終点の変更
22-262	旧	藤戸台96号線	和歌山市栄谷976番189地先 和歌山市栄谷959番347地先	
	新	藤戸台96号線	和歌山市栄谷976番189地先 和歌山市栄谷959番525地先	終点の変更

(令和3年12月24日揭示済)

**和歌山市告示第477号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和3年12月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
22-242	旧	藤戸台76号線	和歌山市栄谷974番184地先 和歌山市栄谷959番501地先	381.5	11.00
	新	藤戸台76号線	和歌山市栄谷974番184地先 和歌山市栄谷959番506地先	468.4	11.00
22-262	旧	藤戸台96号線	和歌山市栄谷976番189地先 和歌山市栄谷959番347地先	577.9	25.00
	新	藤戸台96号線	和歌山市栄谷976番189地先 和歌山市栄谷959番525地先	663.5	15.00 ～ 25.00

(令和3年12月24日揭示済)

**和歌山市告示第478号**

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月24日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山東公園	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和3年12月24日揭示済)

**和歌山市告示第479号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和3年12月27日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和 2 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 4 年 1 月 24 日に変更する。
令和 2 年度	国民健康保険料決定通知書	納期は、令和 4 年 1 月 24 日に変更する。
令和 3 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 4 年 1 月 24 日に変更する。
令和 3 年度	国民健康保険料決定通知書	納期は、令和 4 年 1 月 24 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 3 年 1 月 27 日揭示済)

**和歌山市告示第 480 号**

市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状及び軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 3 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和 3 年 1 月 28 日揭示済)

**和歌山市告示第 481 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画地区計画（直川地区（4）地区計画）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
和歌山市直川の一部
- 3 都市計画の縦覧場所  
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(令和 3 年 1 月 28 日揭示済)

**和歌山市告示第 482 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画駐車場（市営北立体駐車場）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
和歌山市九番丁の一部
- 3 都市計画の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(令和 3 年 1 2 月 2 8 日 掲示済)

**和歌山市告示第 4 8 3 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
和歌山市津秦字師匠田  
新在家字百姓目  
字得津  
木ノ本字角折  
井辺字儀法堂  
字新出  
松島字来光寺  
加納字中北嶋  
吉礼字薄葉  
出島字堤外松原  
の各一部

- 3 都市計画の縦覧場所  
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(令和 3 年 1 2 月 2 8 日 掲示済)

**和歌山市告示第 1 号**

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成 1 5 年規則第 1 1 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 4 日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
田中慶尚	整形外科	肢体不自由	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4 丁目 2 0 番地	令和 4 年 1 月 1 日
山野貴司	循環器内科	心臓機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 8 1 1 番地 1	令和 4 年 1 月 1 日
佐々木秀一朗	眼科	視覚障害	和歌山ろうさい病院	和歌山市木ノ本 9 3-1	令和 4 年 1 月 1 日
土岐尚嗣	脳神経外科	肢体不自由	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 8 1 1 番地 1	令和 4 年 1 月 1 日
齋藤 啓	耳鼻咽喉科	聴覚障害、平衡機能障害	齋藤耳鼻咽喉科	和歌山市古屋 9 5-1	令和 4 年 1 月 1 日
辰田仁美	呼吸器内科	呼吸器機能障	和歌山ろうさい病院	和歌山市木ノ本 9	令和 4 年 1



害

3-1

月 1 日

(令和 4 年 1 月 4 日 掲示済)

## 【 公 告 】

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 1 項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和 3 年 12 月 20 日から令和 4 年 1 月 18 日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 2 項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 3 項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して 15 日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和 3 年 12 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 意見書の提出先等

(1) 提出先 郵便番号 640-8511

和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和 4 年 1 月 18 日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

## 2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 郵便番号 640-8511

和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和 4 年 2 月 2 日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- オ 異議申出の趣旨及び理由
- カ 教示の有無及びその内容
- キ 異議申出の年月日

(令和 3 年 1 月 20 日 掲示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 3 年 1 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市朝日字城ノ前 1 2 3 7 番 5	和歌山市朝日 2 4 1 番地 1 プリエール I 2 0 2 莉木佑希

(令和 3 年 1 月 20 日 掲示済)

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 3 年 1 月 24 日

和歌山市保健所

所長 松浦英夫

- 1 対象者
  - 和歌山市に居住する 12 歳以上の者
- 2 実施場所及び期間
  - (1) 実施場所 集合契約締結医療機関
  - (2) 実施期間 令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
- 3 接種不適当者
  - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
  - (2) 明らかな発熱を呈している者
  - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 料金
  - 無料
- 5 使用するワクチン
  - (1) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）
  - (2) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）
  - (3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和

3 年 5 月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

ただし、(3)については、対象者のうち 12 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18 歳以上 40 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)と(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは対象者のうち 12 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

(令和 3 年 1 月 24 日 揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 3 年 1 月 27 日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市田尻字西野 7 番 1、7 番 2	和歌山市太田 2 丁目 8 番 11 号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵
和歌山市新庄字高落 8 番 1	和歌山市太田 2 丁目 8 番 11 号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

(令和 3 年 1 月 27 日 揭示済)

## 【 選挙管理委員会告示 】

### 和歌山市選挙管理委員会告示第 44 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西勉己

- 日時 令和 3 年 1 月 28 日（火）午前 10 時 00 分
- 場所 和歌山市西汀丁 36 番地  
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 案件

- (1) 和歌山市条例制定請求者署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数について
- (2) 和歌山市条例制定請求者署名簿の縦覧期間及び場所について

(令和 3 年 1 月 23 日 揭示済)

### 和歌山市選挙管理委員会告示第 45 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 3 年 1 月 23 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西勉己

- 日時 令和 4 年 1 月 5 日（水）午前 10 時 00 分
- 場所 和歌山市西汀丁 36 番地  
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 案件

- (1) 和歌山市条例制定請求署名審査録の作成について  
 (2) 和歌山市条例制定請求者署名簿の署名の効力が確定した旨及び有効署名総数について  
 (令和 3 年 1 月 23 日揭示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第 46 号

令和 3 年 1 月 9 日請求代表者池田香弥外 13 名から提出された和歌山市条例制定請求者署名簿について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条の 2 第 1 項の規定による署名の証明が終了したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 95 条の 2 の規定により、当該署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数は、次のとおりである。

令和 3 年 1 月 28 日

和歌山市選挙管理委員会  
 委員長 大西 勉 己

- 1 署名した者の総数 20,943 人  
 2 有効署名の総数 20,039 人

(令和 3 年 1 月 28 日揭示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第 47 号

令和 3 年 1 月 9 日請求代表者池田香弥外 13 名から提出された和歌山市条例制定請求者署名簿について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条の 2 第 2 項の規定により、当該署名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 28 日

和歌山市選挙管理委員会  
 委員長 大西 勉 己

- 1 縦覧の期間 令和 3 年 1 月 29 日から令和 4 年 1 月 4 日まで  
 2 縦覧の時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで  
 3 縦覧の場所 和歌山市西汀丁 36 番地  
 和歌山商工会議所 1 階  
 和歌山市選挙管理委員会事務局

(令和 3 年 1 月 28 日揭示済)

### 【 人事委員会公告 】

令和 3 年度和歌山市職員（医師）採用選考を次のとおり実施するので公告する。

令和 3 年 1 月 20 日

和歌山市人事委員会委員長 水野 八 朗

令和 3 年度和歌山市職員（医師）採用選考

#### 1 選考区分、採用予定人員及び職務内容

選考区分	採用予定人員	職務内容
医師 [保健所] (公衆衛生)	1 人	保健所において、医学的見地から結核予防、感染症予防、乳幼児健診等を主とした専門業務に従事する。また、人事異動により保健所以外で勤務する場合もある。

#### 2 受験資格

次の (1) から (4) までの要件を満たす者

- (1) 昭和 32 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、令和 4 年 5 月 1 日までに勤務を開始できる方  
 (2) 医師免許を有する者

- (3) 日本国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する次のいずれにも該当しない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の方法及び選考の日時等

- (1) 選考の方法は、口述試験（個人の形式による、主として人物、性格等についての面接）により行う。
- (2) 選考の日時及び場所は、受験申込みをした者に、別途、連絡する。

4 採用予定日

選考に合格した者と調整の上、別途、連絡する。

5 合格発表等

合格発表予定日は、受験者に、別途、連絡する。なお、合格発表の方法は次のとおりである。

合格発表の方法
①全ての受験者に文書で通知する。
②和歌山市役所正面玄関に掲示する。

注意事項

- 1 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から約 1 週間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。
- 2 可否に関する電話での問い合わせには応じない。

6 選考結果の開示

- (1) この選考の結果については、和歌山市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 127 号）の規定により、次のとおり開示する。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
選考を受験した者 (本人に限る。)	選考の得点及び得点に基づく順位	合格発表の日から 1 か月間。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年条例第 35 号）第 9 条に規定する年末年始の休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	和歌山市人事委員会事務局

- (2) 開示請求をしようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、郵便等による開示の請求はできない。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載される。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から採用者を決定する。
- (3) 採用日は、選考に合格した者と調整の上決定する。
- (4) 最終合格後に受験資格を満たさないこと、心身の故障のため職務の遂行に支障があること若しくはこれに堪えないこと又は職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった等の場合は、採用候補者名簿に登載されていても採用しない。

8 受験申込時の添付書類

医師免許証の写し（A4 サイズにコピーしたもの）1 通及び 84 円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形 3 号）を添付すること。

9 受験申込みの注意事項

- (1) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方	和歌山市七番丁 17 番地 朝日ビルディング 2 階 和歌山市人事委員会事務局

法	日曜日等を除く。
ダウンロードで入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/</a>
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号などのA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

## (2) 申込書提出先

## ア 郵送の場合

郵便番号640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市人事委員会事務局  
必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「医師採用選考申込書在中」と朱書すること。

## イ 持参の場合

和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局

## (3) 申込受付期間

受験申込みは、合格者が決定されるまで、随時、受け付ける。なお、受付時間は日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

## (4) 受験票は、申込受付後発送する。

## (5) この選考において提出された書類等は、受付後返却しない。

## (6) 申込書に記載された個人情報、選考及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

## (7) 申込書は、口述試験の参考資料として使用する。

## (8) 選考当日に車椅子を使用するなどの要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

## 10 給与等

## (1) 給与は、和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）等に基づき、給料のほか、各種手当が支給される。

## (2) 初任給及び年収は、次のとおりである。

	医師〔保健所〕（公衆衛生）
初任給	約658,800円
年収	966万円程度

## 注意事項

- この初任給及び年収は、医師免許取得後2年の臨床研修を受け、その後3年の実務経験のある者の例で、初任給の額には、地域手当（12パーセント）、初任給調整手当（250,900円）及び管理職手当を含む。
- 医師免許取得後の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算される制度がある。
- 給与についての記述は、令和3年4月1日現在の条例等に基づく内容であり、採用時にはこれらと異なる場合がある。

## (3) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

## (4) 勤務時間等は、原則として次のとおりである。

選考区分	勤務時間	週休日・休日
医師〔保健所〕 （公衆衛生）	（月曜日から金曜日まで） 午前8時30分から午後5時15分まで	日曜日、土曜日、休日及び年末年始の休日

## (5) 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、年次有給休暇や病気休暇のほか、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、ボランティア休暇等の特別休暇がある。

（令和3年12月20日揭示済）

**【 教育委員会告示 】**

**和歌山市教育委員会告示第20号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和3年12月20日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和3年12月23日（木） 午前10時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 12月定例会市議会について
  - (2) 和歌山市コミュニティセンター指定管理者の指定について
  - (3) 令和4年（2022年）和歌山市はたちのつどいについて
  - (4) 通学区域について
  - (5) 和歌山市中学校給食実施方法等調査検討業務 中間報告書について
  - (6) 令和3年度末教職員人事異動に関する方針及び努力点について
  - (7) 請願書について
  - (8) その他

（令和3年12月20日揭示済）